

平成24年度第1回経営協議会 議事要旨

日時 平成24年4月23日(月) 14時00分～14時40分
場所 事務棟第二会議室
出席者 山本学長, 和田理事, 大矢理事, 奥田副学長, 江口委員,
鎌田委員, 齋田委員, 榊原委員
欠席者 齊藤委員, 舟本委員
陪席者 海老名理事, 石橋監事, 末永監事

議事に先立ち, 前回(平成24年3月15日)開催の平成23年度第8回経営協議会の議事要旨の確認が行われた。

審議事項

1. 就業規則関連規程等の一部改正(案)について

山本学長から, 就業規則関連規程等の一部改正(案)について, 審議の上, 承認願いたい旨, 提案がなされた。

【山本学長提案要旨】

- ・国家公務員の給与については, 平成23年9月30日に人事院勧告が行われた後に, 同年10月28日に閣議決定がなされ, 平成24年2月29日の国会において, 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立している。
- ・本学は, 国立大学法人であるため, 国家公務員の給与法の改定の直接の影響を受けるものではないが, 今までの教職員に対する就業規則説明会等においては, 国立大学法人法で「役職員の給与については, 社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」と規定されていることから, 本学における給与の支給基準については国家公務員に準拠する旨, 説明してきた経緯がある。
- ・しかし, 今回の給与法の改定については, 従来の「社会一般の情勢に適合させる」ための人事院勧告だけではなく, 東日本大震災に対処するための閣議決定となった臨時特例法案も内包したものとなっている。
- ・今回の給与法の改定に対する本学における取扱いについては, 3月15日開催の役員会において審議を行い, 人事院勧告に係る給与改定については国家公務員に準拠し, 臨時特例に係る給与改定については, 本学の財政状況等を考慮のうえ, 労使協議によって決定する旨の方針を決定したところである。
- ・これらを踏まえ, 本学の職員給与規程等の一部改正を行うこととするが, 本学の役員に対する報酬及び職員の給与の支給基準については, 経営協議会における審議事項とされているため, 改正内容について, 審議願うものである。
- ・なお, 本日(4月23日), 本学の教職員組合より本件についての団体交渉の申込みがなされたところである。その内容は, 人事院勧告に準拠する給与の引き

下げは行わないこと、臨時特例に係る給与の引き下げは行わないことの二点である。団体交渉が行われることになったため、人事院勧告に準拠する就業規則の一部改正については、交渉の状況によっては、本年5月1日から施行できるかどうか、現時点では不明ではあるが、その点も踏まえて、審議願いたい。

続いて、総務課長から、就業規則関連規程等の一部改正（案）について、審議資料1及び2に基づき、説明がなされた。

続いて、審議が行われ、人事院勧告に準拠する就業規則の一部改正の施行日については、学長に一任するということで、原案どおり承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本日開催の役員会に附議する旨、説明がなされた。

なお、本件に関連して、意見交換等が行われた。

【意見交換等の主な内容等】

○今回の就業規則の一部改正（案）については、従来からの人事院勧告に準拠するという方針に従っているのか。

●国立大学法人の役職員の給与については、社会一般の情勢に適合するように定めることとされており、社会一般の情勢に適合するということは、国家公務員準拠、つまり人事院勧告に準拠することになる。そのため、本学においては、人事院勧告に準拠するという従来からの方針に変更はない。今回の就業規則の一部改正についても、教職員組合及び過半数代表者に対して誠実な対応を行った上で、手続きを進めることにしたい。

○仮に就業規則の一部改正について、人事院勧告に準拠しない場合は、どういう扱いになるのか。

●社会一般の情勢に適合するという意味において、人事院勧告に準拠しない場合には、何の基準により就業規則の改正を行うかについて、問われることになる。

●臨時特例に係る就業規則の一部改正については、各大学において対応に苦慮していると聞いている。本学においては、予算の状況や過半数代表者との労使協議の状況、他の国立大学の動向を踏まえながら、慎重に検討する必要があると考えている。

報 告 事 項

1. 最近のトピックスについて

山本学長から、本学の最近の動向について、報告資料1に基づき、報告がなされた。

【特に取り上げられたトピックス】

- ・ 商大生を小中学校に派遣（サポート事業）
- ・ 講義「環境科学b（震災と復興）」

- ・本学准教授「TVH けいざいナビ北海道」の新キャスターに
- ・あんかけ焼きそば 商大生の会社, 電子書籍化

2. その他（次回の会議の開催予定について）

山本学長から、次回の経営協議会については、5月21日（月）14時から開催する予定である旨、説明があった。

以 上